

## 第7編 グローバル化と刑事政策

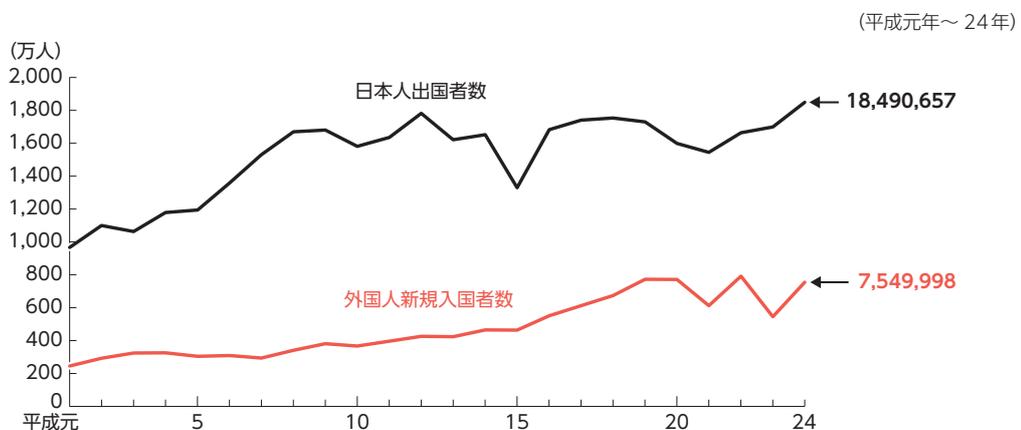
経済・社会の国際的な結び付きは、IT技術の驚異的發展等に伴う人、物、金、情報等の国際的な流動の著しい加速化等によってますますその濃密度を増しており、我が国経済のグローバルな市場経済への依存度も著しく高まっている。他方、グローバル化の進展は、「国際化・越境化する犯罪」のリスクを増大するという負の側面を持つことは否定できない。グローバル化の進展における刑事政策の現状と課題及びそれを踏まえた展望を総括し、一般の周知・理解を図りつつ、その負の側面のリスクを低減することが重要である。また、グローバル化の一側面である国内の外国人犯罪についても、居住・定住型の者によるものが比重を増すなど質的な変化がうかがわれ、その詳細な実態把握が必要であるし、これらの者には刑事処分終了後も国内での在留が認められる者もあり、その社会復帰に当たっての文化的背景、言語的能力等による課題等に応じた有効な再犯防止策を探る必要がある。

本編では、これまでの取組の成果を紹介するとともに、グローバル化における刑事政策上の課題に対する今後の有効な対策を探る観点から、その前提となる実態把握を目指した。

### 1 グローバル化の現状

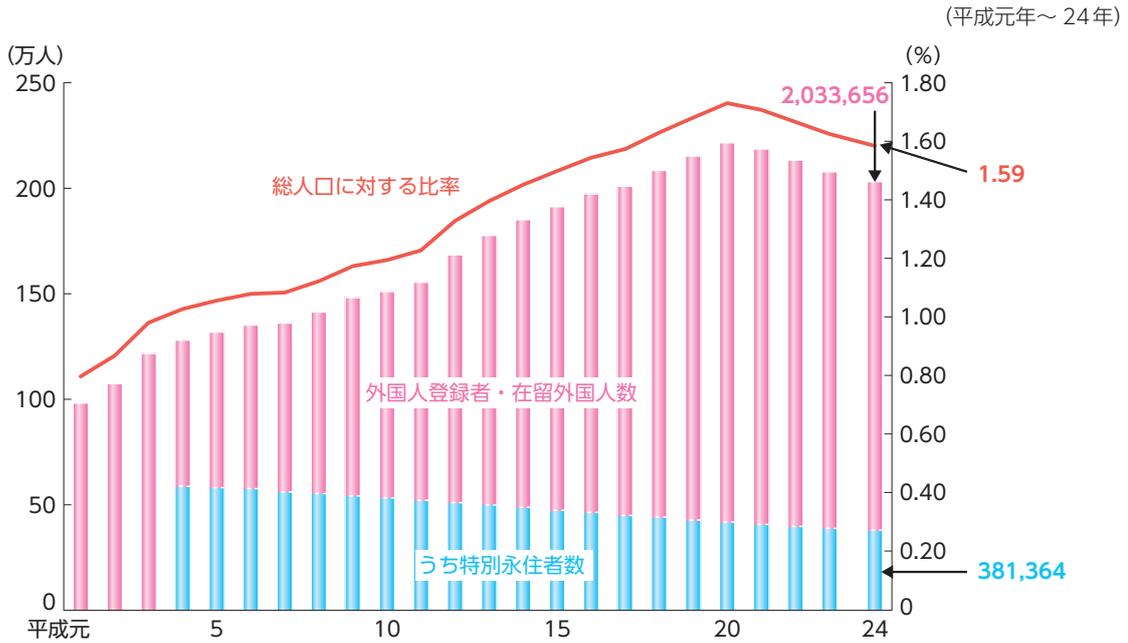
外国人の新規入国者数は、大幅な増加傾向にあり、平成元年（約246万人）と比較すると、約3倍に達している（7-2-1-1-2図）。また、外国人登録者（24年は在留外国人）数は、2年に100万人を超え、17年以降200万人以上を維持している（7-2-1-1-3図）。その在留資格等別構成比は、永住者の占める割合が4年末の3.5%から24年末の30.7%と著しく上昇しており、永住者が24年末で最も多い在留の資格となっている。不法残留者数は、平成5年の約30万人をピークに一貫して減少しており、25年1月現在では約6万人にまで激減している（7-2-1-1-8図）。

7-2-1-1-2図 外国人新規入国者数・日本人出国者数の推移



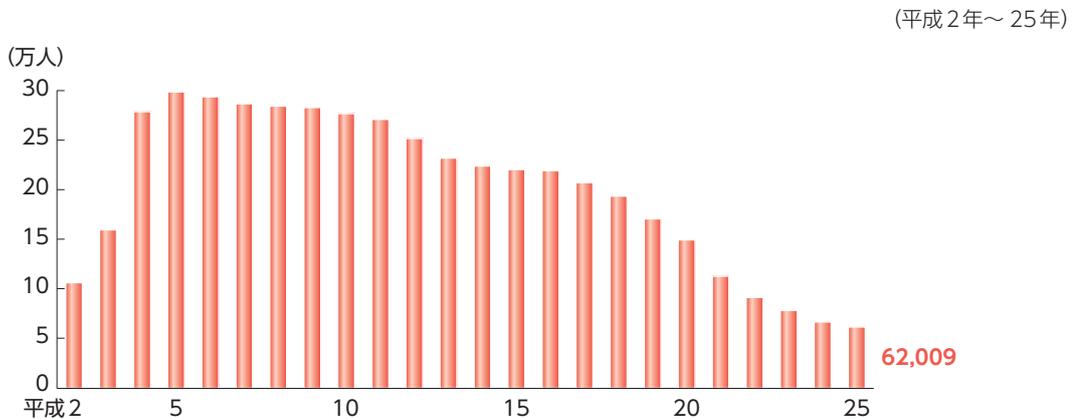
注 出入国管理統計年報及び法務省入国管理局の資料による。

7-2-1-1-3図 外国人登録者・在留外国人数・我が国総人口に対する比率の推移



- 注 1 平成23年までは法務省入国管理局の「在留外国人統計」及び総務省統計局の人口資料，24年は法務省入国管理局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
- 注 2 外国人登録者数・在留外国人数は，各年12月31日現在の数値であり，平成23年までは外国人登録者数，24年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。なお，外国人登録者数には，中長期在留者に該当しない3月以下の在留期間の者及び短期滞在の者等を含む。
- 注 3 「特別永住者数」は，統計の存在する平成4年以降の数値を計上した。

7-2-1-1-8図 不法残留者数の推移



- 注 1 法務省入国管理局の資料による。なお，外国人の入国記録，出国記録，退去強制手続に関する情報等を加味し，電算上のデータの中から在留期間が経過したものを抽出の上，算出したものである。
- 注 2 各年1月1日現在の数値である。

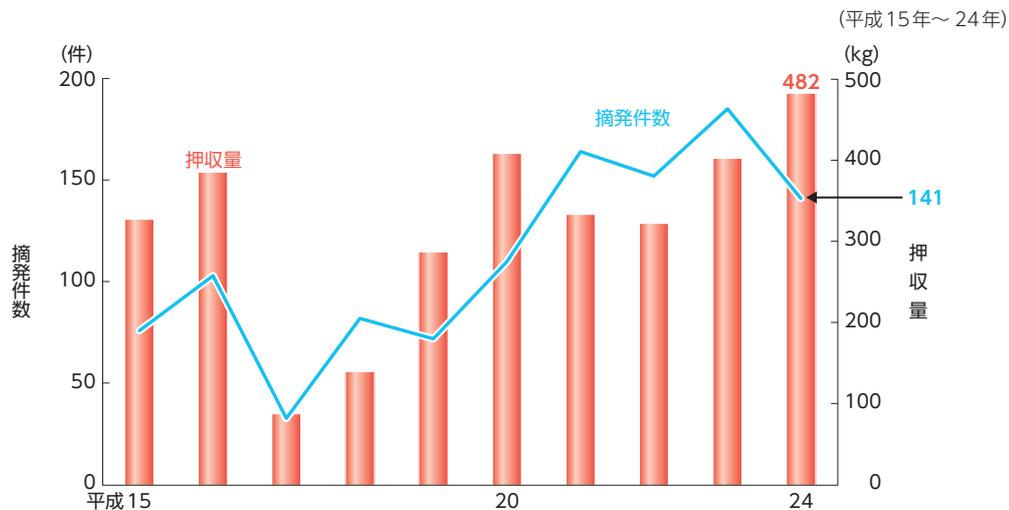
そのほか，大規模な額に及ぶ貿易，対外直接投資，対外証券投資，ODA等からも経済のグローバル化がうかがえ，また，情報通信技術の進歩，とりわけインターネットは，グローバル化の促進に大きな役割を果たしており，今やほぼ全世界に浸透している。

## 2 グローバル化に伴う犯罪の動向

### (1) 国際的・越境的な側面のある犯罪

国際的・越境的な側面の強い犯罪には、覚せい剤や拳銃の密輸入を含む密貿易事犯、商標権、著作権等の知的財産権侵害事犯、犯罪を助長し、又は容易にする基盤に関する犯罪インフラ事犯、マネー・ローンダリング事犯、サイバー犯罪等がある。税関が摘発等した覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）密輸入事犯の摘発件数及び押収量は、おおむね増加傾向にある（7-2-2-1-2図）。また、外国人に係る犯罪インフラ事犯の検挙人員・検挙件数は、7-2-2-1-6表のとおりである。

7-2-2-1-2図 覚せい剤密輸入事犯 摘発件数・押収量の推移



- 注 1 財務省関税局の資料による。  
 2 税関が摘発した密輸入事犯に係る件数及び押収量のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が事件に関与したものに係る件数及び押収量を含む。  
 3 覚せい剤原料の密輸入事犯を含む。  
 4 押収量の合計数量に1kg未満の端数が生じた場合は、四捨五入した数量を計上している。

7-2-2-1-6表 犯罪インフラ事犯 検挙人員・検挙件数

区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年
地下銀行	19	18	7	30	31	36
	13	8	7	19	21	24
偽装結婚	375	416	375	471	554	466
	97	139	134	153	193	172
偽装認知	—	—	33	28	12	8
	—	—	15	10	8	3
旅券・外国人登録 証明書等偽造	118	128	160	88	85	65
	131	111	100	66	71	62
不法就労助長	455	410	391	400	365	293
	390	395	357	365	417	343

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。  
 2 上段は、検挙人員、下段は、検挙件数である。

サイバー犯罪は、犯罪が実行された場所と被害が発生した場所、ウェブサーバを含む証拠の所在地が、海外を含み、それぞれ地域的な関連性なく広範囲に拡散していることが多いことに加え、事業者による個人情報の保護等の問題もあり、犯罪者の特定や証拠の収集には相当な時

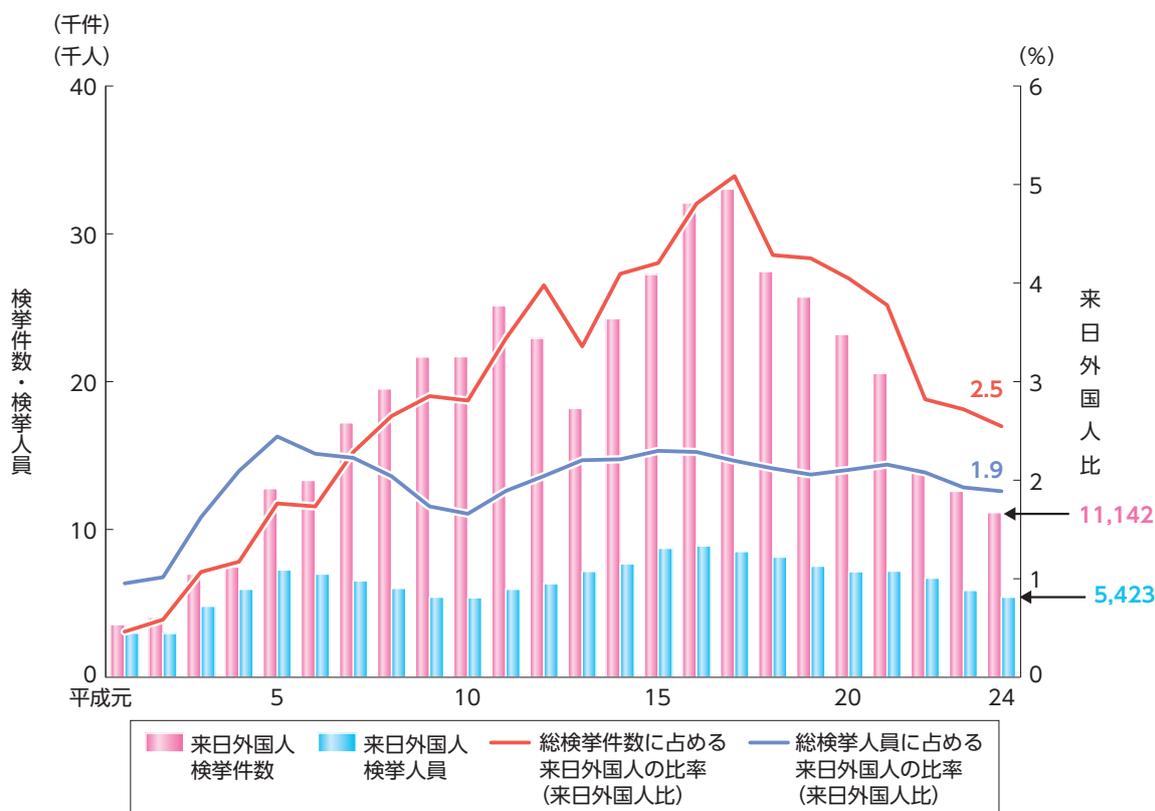
間を要し、又は証拠の収集が困難な場合もあるなど、サイバースペースの拡大に伴い、その捜査を取り巻く環境はますます厳しくなっているとも指摘されている。

## (2) 外国人犯罪

近年、一般刑法犯全体の検挙件数（総検挙件数）・検挙人員（総検挙人員）が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数・検挙人員も減少傾向にある。総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去20年間を通じて大きな変動はなく、おおむね2%前後で推移している（7-2-2-2-2図）。

7-2-2-2-2図 来日外国人による一般刑法犯 検挙件数・検挙人員・来日外国人比の推移

(平成元年～24年)

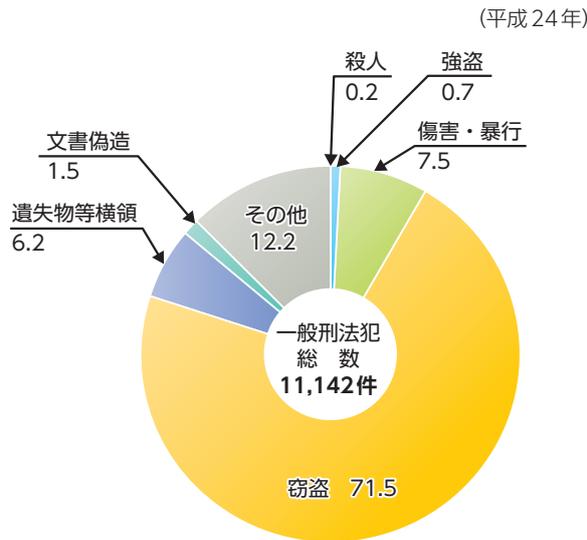


注 警察庁の統計による。

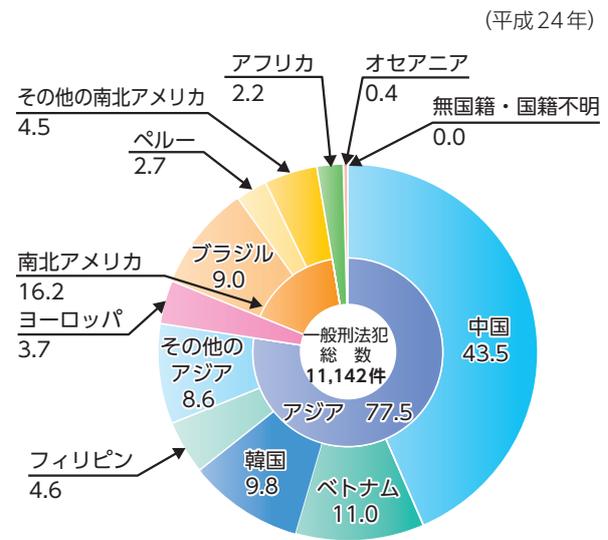
平成24年における来日外国人による一般刑法犯検挙件数を罪名別に見ると、窃盗が圧倒的に高い比率を占めている（7-2-2-2-3図①）が、14年と比べると、13.4pt低下している。国籍等別に見ると、地域ではアジアが、国籍等では中国（台湾及び香港等を除く。）がそれぞれ最も高い割合を占めている（7-2-2-2-3図②）が、14年と比べると、ベトナム、韓国及びフィリピンの占める割合が上昇し、ブラジル及びトルコが低下し、国籍等による変動が認められる。

7-2-2-2-3 図 来日外国人による一般刑法犯 検挙件数の罪名別・国籍等別構成比

① 罪名



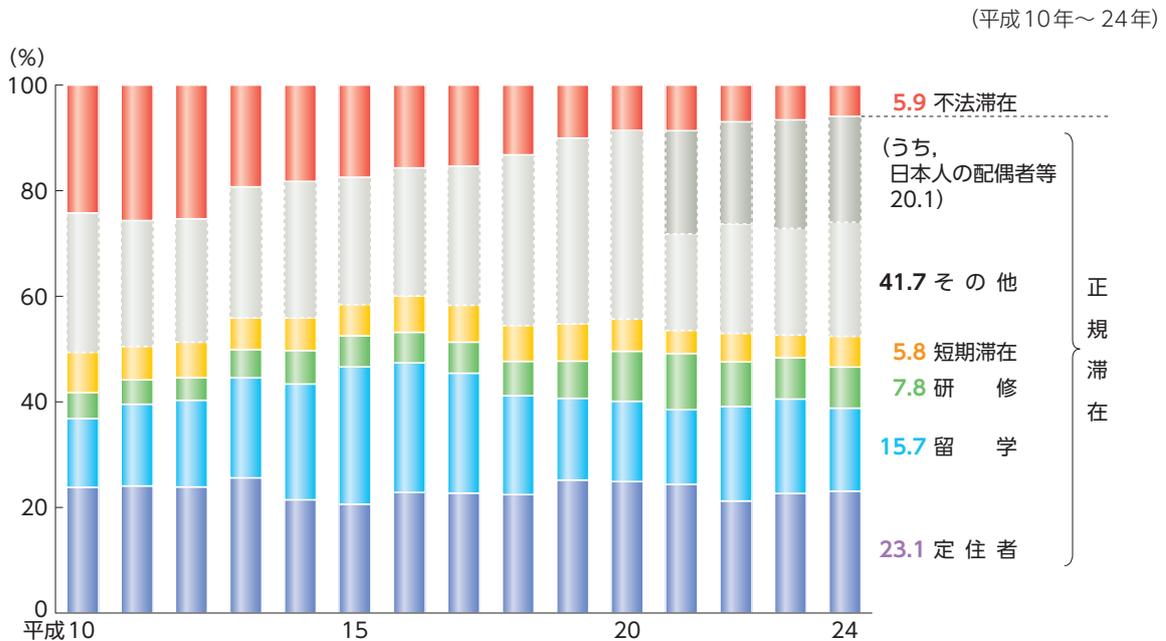
② 国籍等



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
2 ②の「中国」は、台湾及び香港等を含まない。

来日外国人による一般刑法犯検挙人員の在留資格等別構成比は、平成12年から正規の在留資格を有する者の占める比率が上昇し、20年以降は9割以上が正規滞在者である。また、「日本人の配偶者等」を含む「その他」の正規滞在者の比率が上昇傾向にあることが特徴的である(7-2-2-2-4 図)。

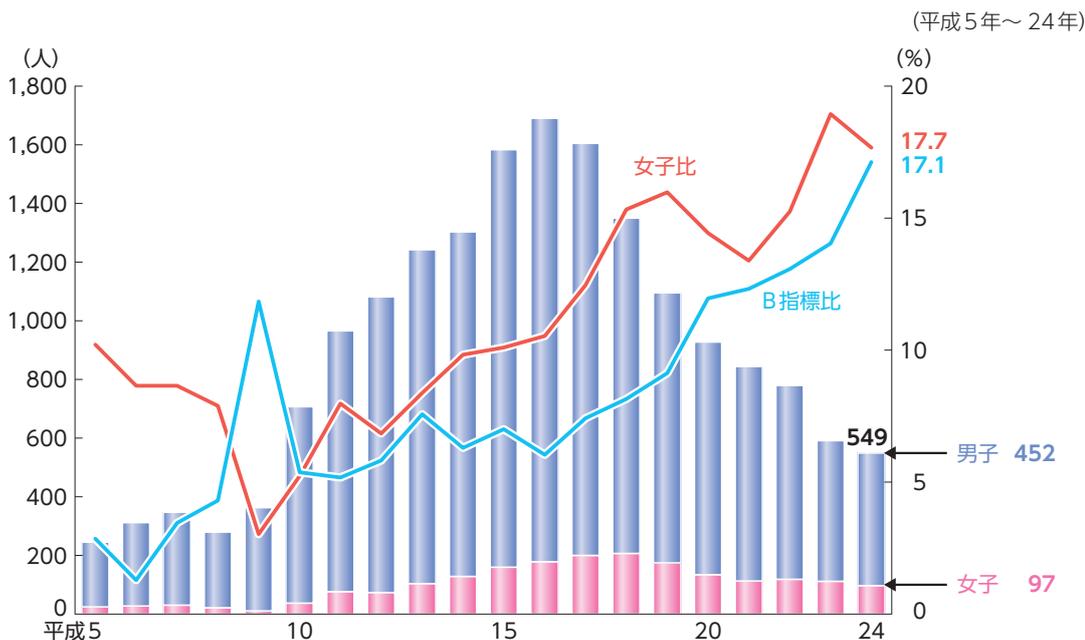
7-2-2-2-4 図 来日外国人による一般刑法犯 検挙人員の在留資格等別構成比の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
2 平成22年7月1日に、従前の「就学」及び「留学」の在留資格が「留学」に一本化されたが、それ以前の「就学」は、「留学」に含めて計上している。また、同日に新設された「技能実習」の在留資格は、「研修」に含めて計上している。  
3 平成20年以前の「日本人の配偶者等」(内数)については、統計資料がない。

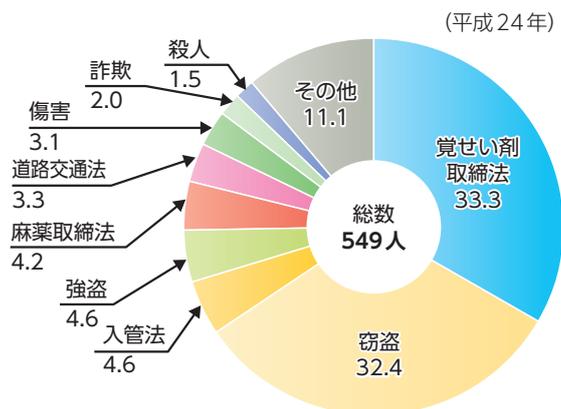
外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、F指標に指定される。F指標入所受刑者は、平成10年から急増したが、16年をピークに減少を続けており（7-2-2-2-15図）、日本人を含む入所受刑者全体の減少を上回る勢いで減少している。国籍等別では、14年も24年も中国が最も多かったが、全体に占める割合は41.0%から23.3%と大幅に低下しているなど、10年前と比べ、F指標入所受刑者の国籍等の多様化、分散化がうかがえる。24年における罪名別構成比を見ると、入所受刑者全体と同様、窃盗及び覚せい剤取締法違反が高く、全体の約65%を占めていることが特徴である（7-2-2-2-17図②）。

7-2-2-2-15図 F指標入所受刑者人員・女子比・B指標比の推移



注 矯正統計年報による。

7-2-2-2-17図② F指標入所受刑者 罪名別構成比



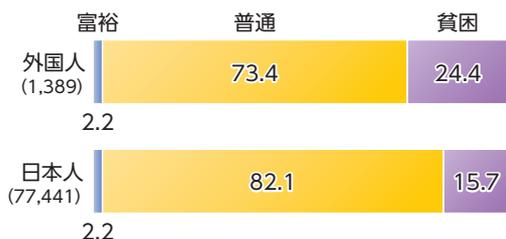
注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

大半が退去強制となる仮釈放者等の成人の外国人保護観察対象者と異なり、外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、退去強制事由に該当する者はごくわずかであり、基本的に、日本人と同様、我が国で生活しながら保護観察処遇を受ける者といえる。その非行名、経済状況、就労・就学状況及び教育程度を日本人少年と比較した。非行名については、保護観察処分少年では、窃盗の構成比が約4割で最も高く、日本人と大きな違いはない。少年院仮退院者は、外国人、日本人共に窃盗の構成比が4割弱で最も高いが、外国人では強盗、傷害、日本人では傷害、道路交通法違反がそれに次ぐ。経済状況は、「普通」が大半を占めるが、日本人と比べ、「貧困」の比率が高い(7-2-2-2-22図)。就労・就学状況では、外国人は、日本人と比べて無職の比率が高く、有職及び学生・生徒の比率が低い(7-2-2-2-23図)。また、教育程度では、不就学、小学校・中学中退等の我が国でいう義務教育レベルの教育を修了していない者(中学在学中である者を除く。)の比率は、外国人の保護観察処分少年で6.6%、少年院仮退院者で10.0%と高く(7-2-2-2-24図)、日本語の読み書きを含め、日常生活を円滑に送り、安定した仕事に就くために必要とされる基礎学力に欠けることが懸念される。

7-2-2-2-22図 少年の保護観察開始人員の経済状況別構成比(外国人・日本人別)

(平成20年～24年の累計)

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者

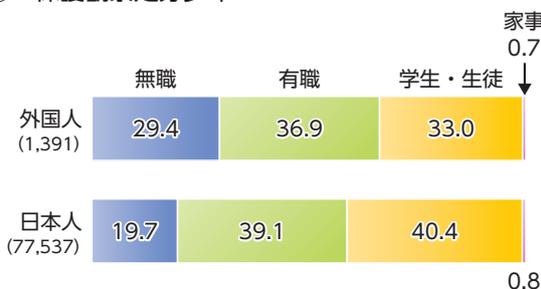


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 外国人は、無国籍の者を含む。また、国籍不詳の者及び経済状況不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

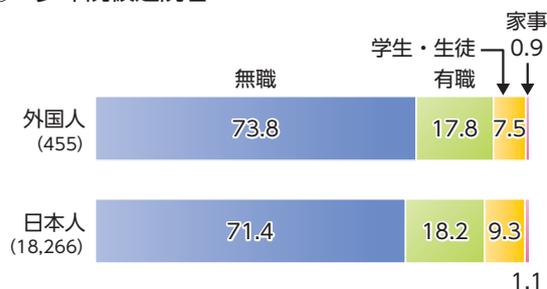
7-2-2-2-23図 少年の保護観察開始人員の就労・就学状況別構成比(外国人・日本人別)

(平成20年～24年の累計)

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者

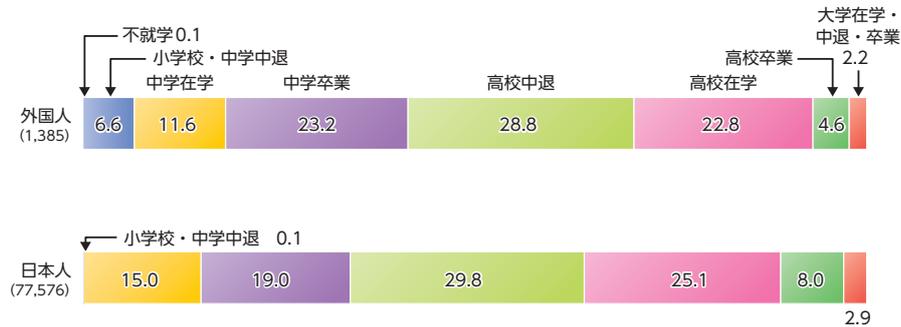


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 外国人は、無国籍の者を含む。また、国籍不詳の者及び就労・就学状況不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

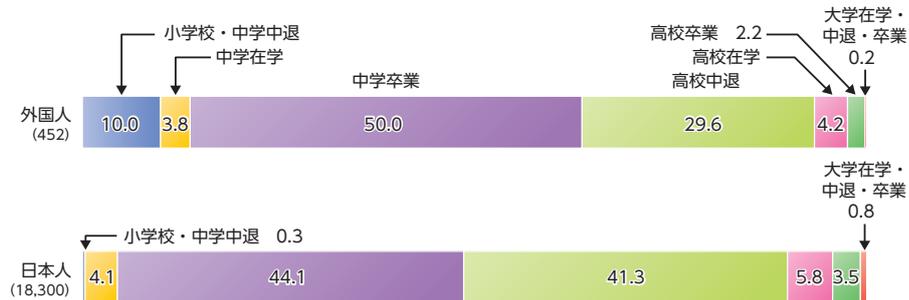
## 7-2-2-24図 少年の保護観察開始人員の教育程度別構成比（外国人・日本人別）

（平成20年～24年の累計）

### ① 保護観察処分少年



### ② 少年院仮退院者

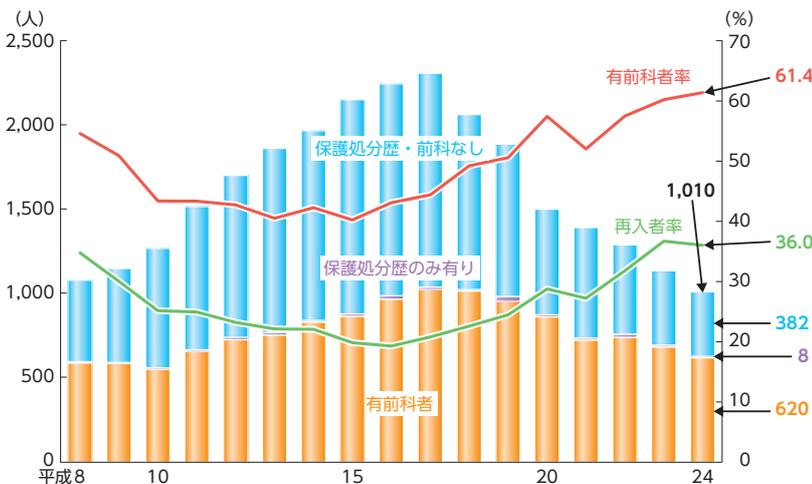


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 外国人は、無国籍の者を含む。また、国籍不詳の者及び教育程度不詳の者を除く。  
 4 「小学校・中学中退」は、小学校在学、小学校中退、小学校卒業及び中学中退である。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

外国人入所受刑者の有前科者及び再入者の人員は、平成18年以降減少傾向にあるが、外国人入所受刑者の人員が大きく減少したことに伴い、有前科者率は15年（40.2%）を底に、再入者率は16年（19.3%）を底にいずれも上昇傾向にある（7-2-2-25図）。

## 7-2-2-25図 外国人入所受刑者人員（処分歴別）・有前科者率・再入者率の推移

（平成8年～24年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「有前科者」は、懲役・禁錮以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられたことがある者をいう。  
 3 「有前科者率」及び「再入者率」は、それぞれ、外国人入所受刑者人員に占める外国人有前科者人員及び外国人再入者人員の比率をいう。  
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を除く。

### 3 外国人犯罪者の実態

#### (1) 特別調査の概要

法務総合研究所では、最近の外国人犯罪者の実態や特性等を明らかにし、効果的な対策の検討に役立てるため、外国人受刑者（特別調査1）及び外国人少年院在院者（特別調査2）の特別調査を実施した。

##### ○ 特別調査1

【対象者】 平成23年の外国籍等の入所受刑者（特別永住者を除く。以下「外国人受刑者」ともいう。）671人（男549人，女122人）

【調査内容】 判決で認定された犯罪事実（以下「本件犯行」という。）の内容，前科の内容，出入国・在留状況等を調査した。主たる犯行（本件犯行の処断罪名（主たる罪名）に係る最も犯情の重い犯罪事実をいう。以下同じ。）が窃盗又は強盗の者（以下「窃盗・強盗事犯者」という。）263人は，さらに，生活状況，日本語能力，出所状況等を調査した。

##### ○ 特別調査2

【対象者】 平成22年6月1日から11月30日の間に少年院に在院した外国籍の者（特別永住者を除く。）及び日本人少年と異なる配慮を必要とする日本国籍者（以下「外国人在院者」ともいう。）103人（男94人，女9人）

【調査内容】 少年院送致決定に係る非行（以下「本件非行」という。）の内容等，入院前の生活・環境，少年院における処遇状況・出院状況（この点は平成23年11月30日までに出院しなかった者13人を除く。）等を調査した。

なお，特別調査においては在留資格等や来日時期といった我が国への定着性に関係する要素に留意して分析した。以下，各対象者の在留資格等の主なものを，必要に応じ，次の類型に分ける。

- ・ **居住資格**：永住者，定住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等
- ・ **就労資格**：芸術，投資・経営，技術，人文知識・国際業務，技能，技能実習
- ・ **非就労資格**：留学（就学を含む。以下同じ。），研修，家族滞在，短期滞在
- ・ **不法滞在**：不法残留，不法入国

就労資格と非就労資格を合わせて**活動資格**とし，特定活動は，必要に応じ，別個に取り扱う。

#### (2) 外国人受刑者・在院者及びその犯罪・非行の特徴

##### ア 在留資格等

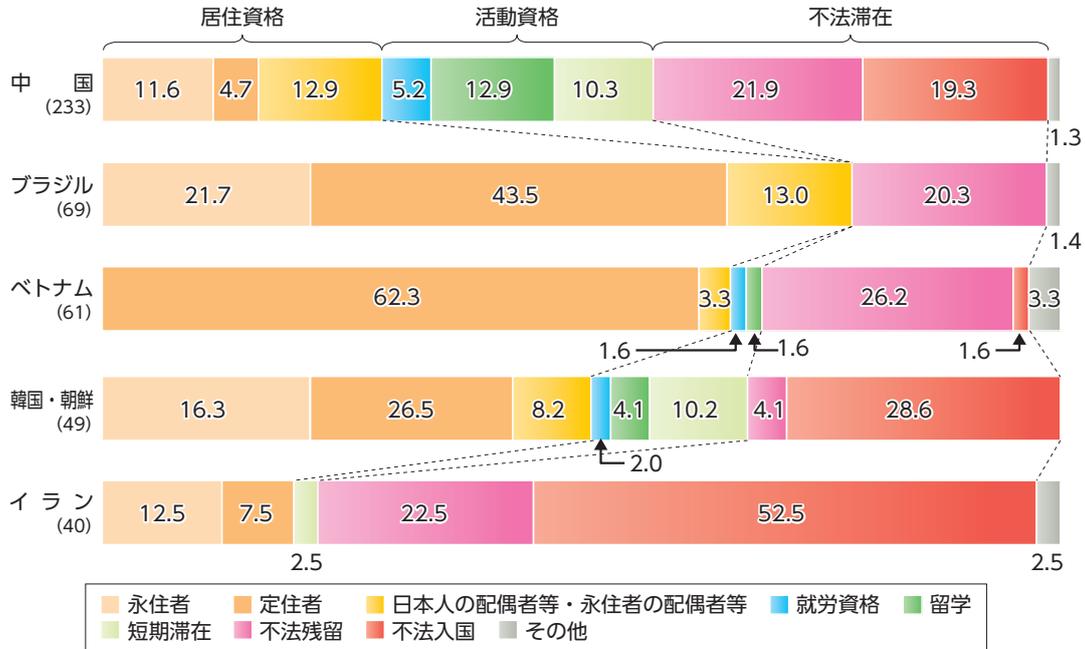
外国人受刑者（特別調査1）は，主たる犯行時の在留資格等では居住資格が約半数を占めて最も多く，不法滞人も約3割とこれに次ぐ（7-3-1-2-4 図①）が，主な国籍等で見ると，それぞれ異なる特徴がある（7-3-1-2-5 図）。なお，不法残留の者については，新規入国時は留学の在留資格であった者の比率が高い。

7-3-1-2-4図① 主たる犯行時の在留資格等

区分	在留資格等	人数	割合
総数		671	(100.0)
居住資格	永住者	93	(13.9)
	定住者	117	(17.4)
	日本人の配偶者等	77	(11.5)
	永住者の配偶者等	15	(2.2)
就労資格	投資・経営	7	(1.0)
	人文知識・国際業務	6	(0.9)
	技能実習	4	(0.6)
	技能実習	2	(0.3)
非就労資格	短期滞在	33	(4.9)
	留学	93	(13.9)
不法滞在	不法残留	115	(17.1)
	不法入国	100	(14.9)
その他	特定活動	3	(0.4)
	在日米軍関係者	1	(0.1)
	不詳	5	(0.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、構成比である。

7-3-1-2-5図 主たる犯行時の在留資格等別構成比（主な国籍等別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「その他」は、特定活動の者、在日米軍関係者及び不詳の者である。  
3 ( ) 内は、実人員である。

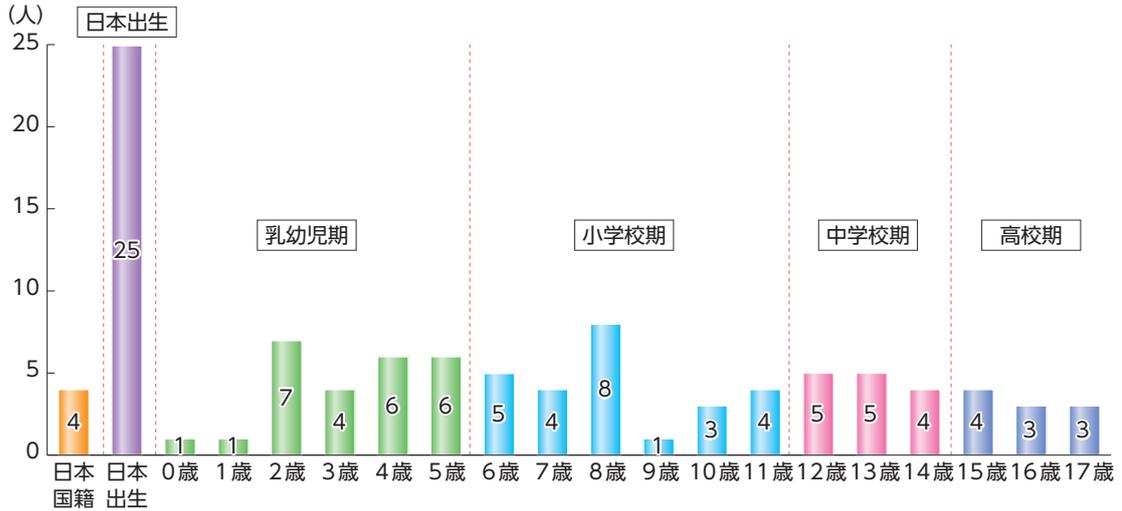
外国人入院者（特別調査2）の大半は、居住資格の者である（7-3-2-2-1表）。また、日本出生者や乳幼児期（0歳から5歳まで）又は小学校期（6歳から11歳まで）に来日した者が約4分の3を占め（7-3-2-2-2図）、来日した者に限っても、来日時の年齢は平均8.5歳である。そして、出院後の進路として、ほとんどが日本での就職・就学が決定し、又は希望している（7-3-2-5-5図）。

7-3-2-2-1表 国籍等別の在留資格等別人員

区分	総数	定住者	永住者	日本人等の配偶者	日本国籍取得	特定活動	家族滞在	その他
総数	103 (100.0)	46 (44.7)	44 (42.7)	5 (4.9)	4 (3.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	2 (1.9)
ブラジル	33 (100.0)	14 (42.4)	19 (57.6)	-	-	-	-	-
ペルー	12 (100.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	-	-	1 (8.3)	-	-
コロンビア	3 (100.0)	-	2 (66.7)	-	-	-	-	1 (33.3)
中国	12 (100.0)	5 (41.7)	7 (58.3)	-	-	-	-	-
フィリピン	25 (100.0)	16 (64.0)	6 (24.0)	2 (8.0)	-	-	-	1 (4.0)
ベトナム	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	-	-
タイ	6 (100.0)	3 (50.0)	-	3 (50.0)	-	-	-	-
日本	4 (100.0)	-	-	-	4 (100.0)	-	-	-
その他	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	-	-	-	1 (20.0)	-

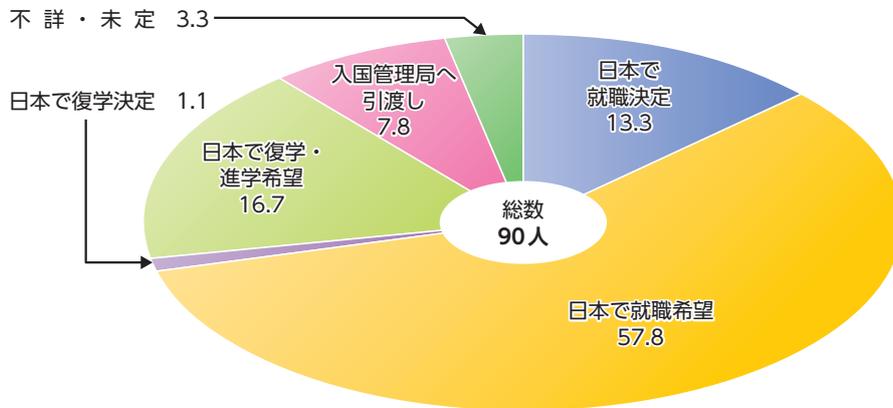
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、構成比である。

7-3-2-2-2図 来日時年齢類型



注 法務総合研究所の調査による。

7-3-2-5-5図 出院後の進路 (構成比)



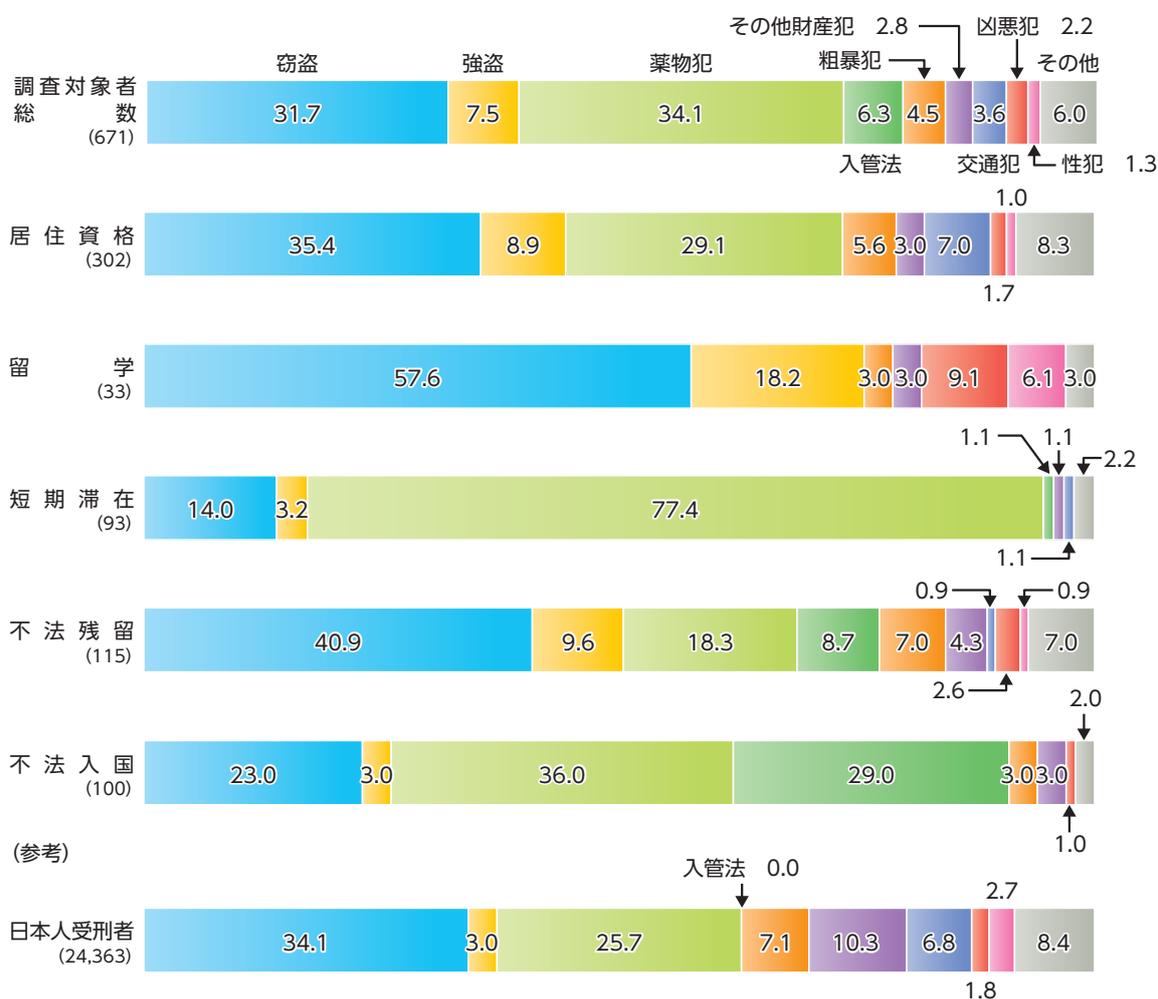
注 法務総合研究所の調査による。

## イ 罪名・非行名等

外国人受刑者の罪名は、薬物事犯（うち約半数は薬物密輸入事犯）及び窃盗・強盗が大きな部分を占め、外国人受刑者、外国人在院者共通の特徴として日本人より強盗の比率が高い（7-3-1-2-7図、7-3-2-3-1図）。外国人受刑者について在留資格等別に見ると、居住資格の罪名の分布は強盗がある程度多いことなどを除いては日本人と大きく変わらない。また、短期滞在に薬物事犯（主に密輸入事犯）が多く、留学、不法滞在に窃盗が多い傾向がある（7-3-1-2-7図、7-3-1-2-15図）。

### 【外国人受刑者】

7-3-1-2-7図 主たる罪名等別構成比（主たる犯行時の在留資格等別）



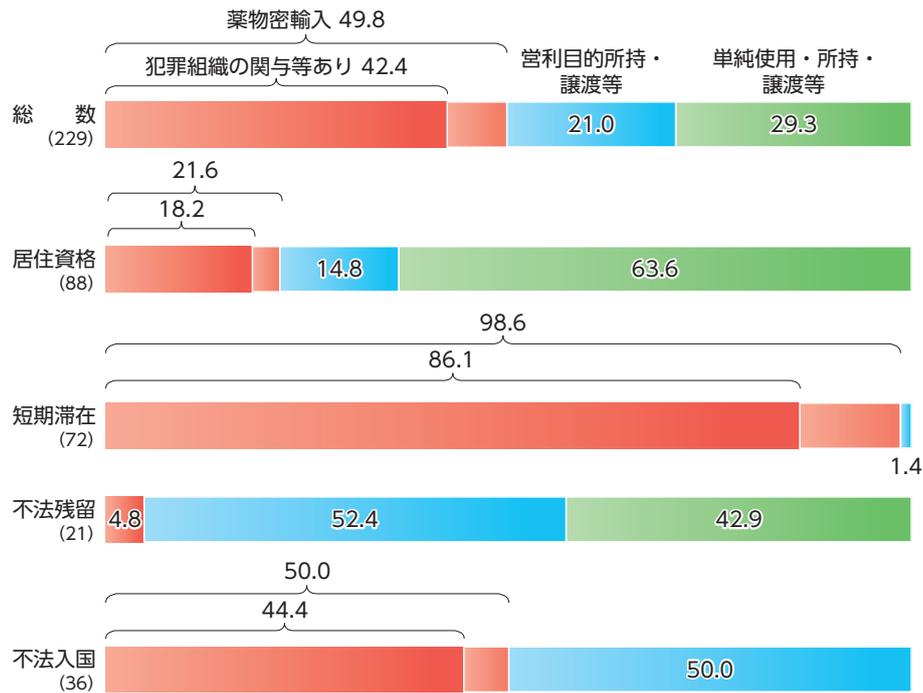
注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「薬物犯」は覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反を、「粗暴犯」は傷害、暴行、脅迫、公務執行妨害及び暴力行為等処罰法違反を、「その他財産犯」は詐欺、恐喝及び横領（遺失物等横領を含む）・背任を、「交通犯」は危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷及び道路交通法違反を、「凶悪犯」は殺人及び放火を、「性犯」は強姦及び強制わいせつをいう。

3 日本人受刑者の罪名は、矯正統計の計上基準により、「薬物犯」は、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反を含まない。

4 ( ) 内は、実人員である。

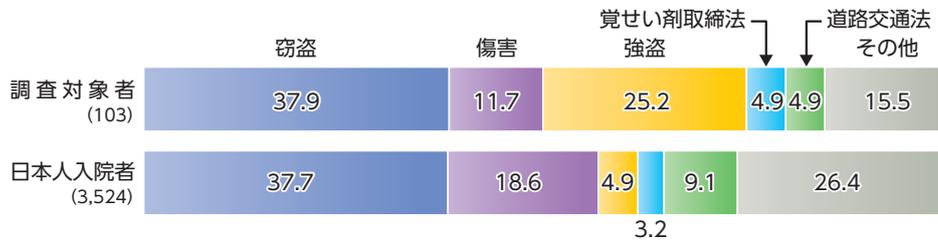
7-3-1-2-15図 薬物犯態様別構成比（在留資格等別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「薬物犯」は、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反及びあへん法違反をいう。  
 3 「単純使用・所持・譲渡等」は、営利目的所持・譲渡等の罪以外の使用・所持・譲渡等である。  
 4 「犯罪組織の関与等あり」は、判決において、組織的な犯行、犯罪組織の関与等、又はそれらがうかがわれるとされた場合である。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

【外国人在院者】

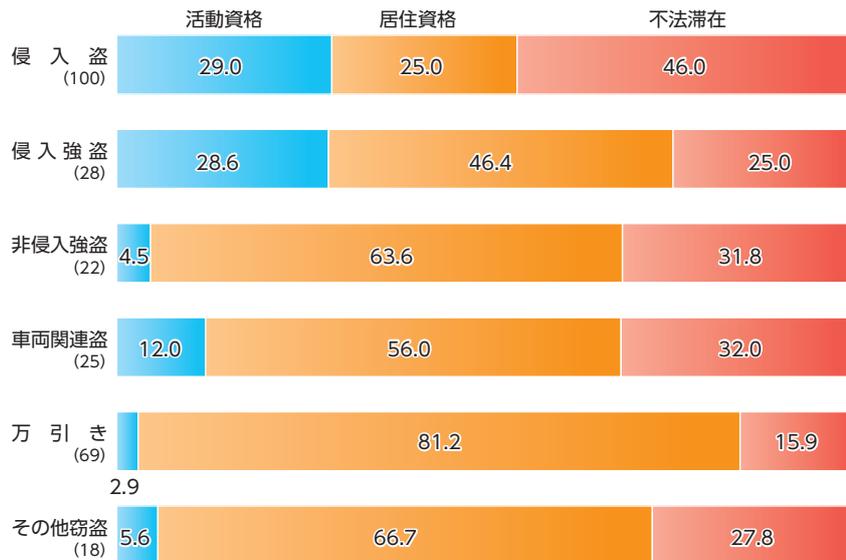
7-3-2-3-1図 主たる非行名（構成比）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「傷害」は、傷害致死を含まない。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

外国人受刑者について、窃盗・強盗事犯者の主たる犯行について犯行手口別の在留資格等を見ると、侵入盗は、他の犯行手口と比べ、不法滞在及び活動資格の占める割合が比較的高いが、居住資格の割合は比較的低い。一方、万引きに占める居住資格の割合は約8割であり、他の犯行手口と比べて高い（7-3-1-3-3図）。

7-3-1-3-3図 犯行手口 在留資格等別構成比

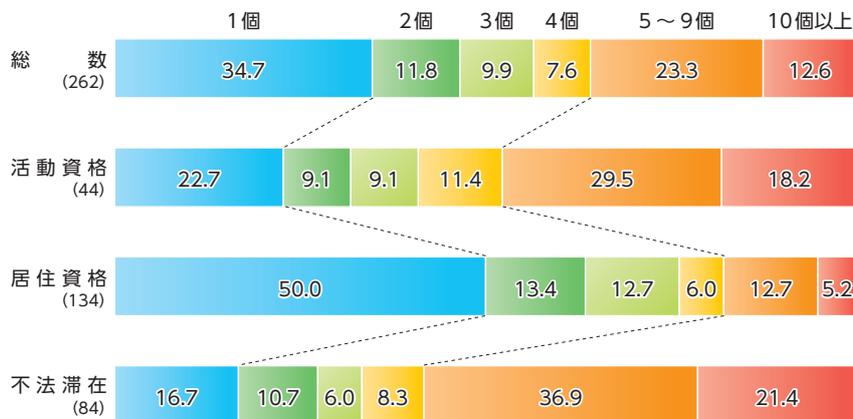


注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 特定活動の1人を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

ウ 犯罪事実数・被害額等の態様及び被害の回復状況

外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者について、本件犯行における窃盗又は強盗の犯罪事実の数(以下「犯罪事実数」という。)を在留資格等別に見ると、犯罪事実数が1個の者は、居住資格の者に多く、犯罪事実数が5個以上の者は、不法滞在の者に多い(7-3-1-3-4図②)。さらに、その主たる犯行について、判決等で「職業的犯罪」である旨認定された123人について、それ以外の者と対比させながら、在留資格等との関係を見ると、「職業的犯罪」に該当する者は、不法滞在が約4割と顕著に高い(7-3-1-3-7図②)。窃盗・強盗事犯者全体の在留資格等の構成と比較すると、「職業的犯罪」に該当する者の割合は、不法滞在及び活動資格の者についてはそれぞれ高く、居住資格の者については低い。

7-3-1-3-4図② 犯罪事実数別構成比(在留資格等別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 特定活動の1人を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

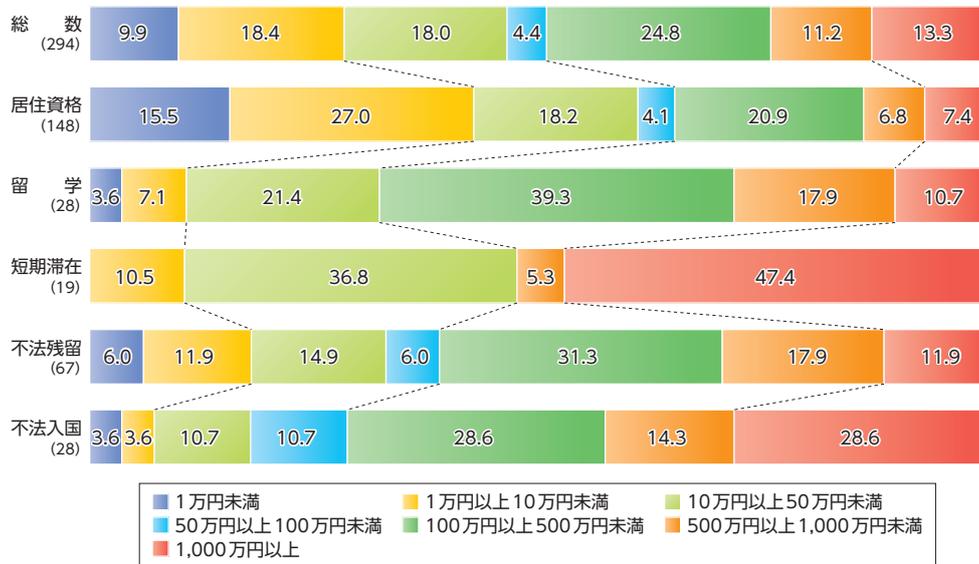
7-3-1-3-7 図② 職業的犯罪該当の有無別構成比 (在留資格等別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 特定活動の1人を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

外国人受刑者のうち本件犯行に財産犯が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別に見ると、居住資格の者は、4割以上が10万円未満と、他の在留資格等の者と比べて少額にとどまる傾向にある。留学、不法残留及び不法入国の者は、100万円以上がいずれも6割～7割を超え、他の在留資格等の者と比べ、被害総額が大きい者の比率が高い。被害総額が1,000万円以上に限ると、短期滞在の者では5割近くを占め、他の在留資格等と比べて高い(7-3-1-2-11図)。

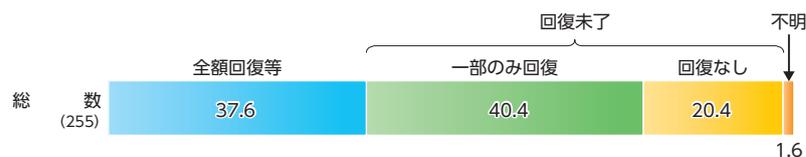
7-3-1-2-11 図 財産犯被害総額別構成比 (在留資格等別)



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「財産犯」は、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領(遺失物等横領を含む)・背任をいう。  
 3 「1万円未満」は、財産犯が全て未遂の場合を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

外国人受刑者について、窃盗・強盗事犯者の主たる犯行の財産的被害の回復状況を見ると、「全額回復等」(確実に回復見込みの場合を含む。以下同じ。)の者は4割弱であり、約6割については「回復未了」(一部のみ回復した者を含む。前同)である(7-3-1-3-12図)。

7-3-1-3-12 図 主たる犯行の被害回復状況



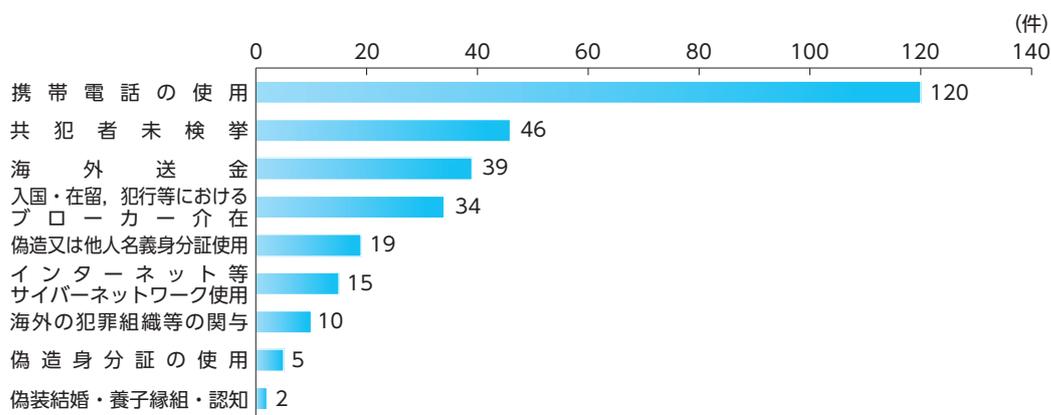
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行において財産的被害を発生させた者に限る。  
 3 ( )内は、実人員である。

さらに、主たる犯行の財産的被害の回復状況を主たる犯行の被害額別に見ると、被害額が10万円未満の場合、全額回復等が約7割で、そのうち6割以上は被害品還付等（現行犯の事案で被害が直ちに回復される場合や捜査機関による被害品の発見・押収・還付等により被害品が被害者に返還された場合の回復方法）のみによる回復である。全額回復等は、被害額が10万円以上50万円未満だと約3割と低くなり、500万円以上になると皆無である。なお、主たる犯行の被害品の処分方法が「使用・消費」、「売却・換金」及び「本人・共犯者等が保管」に該当する場合は、それぞれ8ないし9割が回復未了である。そのほか、主たる犯行の犯行準備、犯行に関し、又は、その犯罪収益等の隠匿や処分として海外送金をした39人について、被害回復状況を見たところ、回復未了の割合が9割近くに及び、海外送金がない者に比べて明らかに高かった。

## エ 犯行等における国際的・越境的要素

外国人犯罪者による犯罪については、犯行準備、犯行及び犯罪収益の処分等の各場面において、国境を越え、又は性質上国境を越えやすい要素を含む場合がある。外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者の主たる犯行については、犯罪収益等の海外送金といった国境を越える要素を含むものや、サイバースペースの利用やブローカーの介在といった必ずしも国境を越えるわけではないが、その性質上、国境を越えやすい要素を含む場合が散見された（7-3-1-3-15図）。

7-3-1-3-15図 国際的・越境的要素の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「携帯電話の使用」、「海外送金」、「インターネット等サイバーネットワーク使用」、「海外の犯罪組織等の関与」、「偽造身分証の使用」は、主たる犯行の犯行準備、犯行、犯罪収益隠匿等において、各行為が該当する場合であり、「共犯者未検挙」は、主たる犯行の共犯者が未検挙等の場合である。  
 3 複数の項目に該当する場合は、それぞれに計上している。

## (3) 外国人受刑者・在院者の犯罪・非行リスク要因等

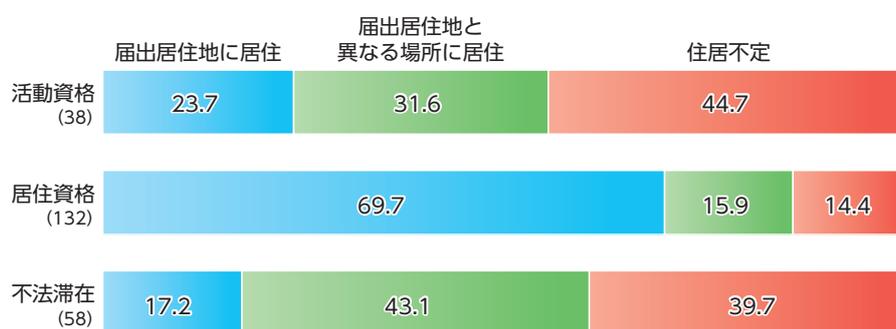
外国人受刑者及び外国人在院者の犯罪・非行のリスク要因や社会復帰を阻む要因たり得るものについて、特別調査1及び特別調査2によって以下のような実態が明らかになった。

### ア 犯行時の居住・活動状況

外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者の本件犯行当時における居住状況について、調査が可能であった260人のうち、住居不定の者と外国人登録がない者を除いた者（169人）の中では、

外国人登録上の届出居住地と異なる場所に居住していた者が58人と約3割いた。この169人及び住居不定の者を合わせた228人について、在留資格等との関係を見ると、活動資格の者に住居不定及び主たる犯行時の届出居住地と異なる場所に居住していた者の割合が高いのに対して、居住資格の者に主たる犯行時の届出居住地に居住していた者の比率が高い（7-3-1-3-17図）。そして、外国人登録上の届出居住地と異なる居住地に居住していた者は、届出居住地に居住していた者に比べると、犯罪事実数及び主たる犯行の被害額が多く、また、犯罪・違法行為収益によって生活していた者が多かった。次に、本件犯行当時、住居不定であった60人について見ると、活動資格の者に多く、居住資格の者に少なく、住居不定者には、犯罪・違法行為収益により生計を立てている者が多かった。

7-3-1-3-17図 犯行時の居住状況別構成比（在留資格等別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 犯行時に外国人登録のなかった者31人及び在留資格が特定活動の者1人を除く。

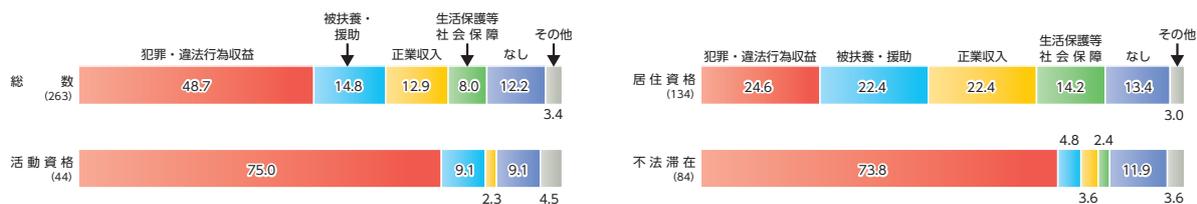
さらに、窃盗・強盗事犯者の活動資格の者44人のうち短期滞在の16人を除く28人について、本件犯行当時、例えば、留学の在留資格における留学先の学校在学といった、在留資格に係る活動を行っていたかを見ると、約7割に当たる19人が在留資格に係る活動を行っておらず、最も多い留学の者では、25人中16人が本件犯行当時、資格に係る活動をしていなかった。これらの者については、資格に係る活動をしていた者に比べると、犯罪事実数が多く、また、犯罪・違法行為収益によって生活していた者が多かった。

### イ 経済状況及び就労・就学状況

外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者の本件犯行時における主たる収入源は、犯罪・違法行為収益の者が半数近くに及ぶ。在留資格等別に見ると、活動資格及び不法滞在では、犯罪・違法行為収益の者の比率がいずれも7割を超えて高く、正業収入の者の比率はそれぞれ2.3%、3.6%と極めて低かった。居住資格では、犯罪・違法行為収益の者の比率が最も高い（24.6%）ものの、他の在留資格等と比べると低く、被扶養・援助及び正業収入の者の比率がそれぞれ2割程度と高く、生活保護等社会保障の者の比率が14%を超えていた（7-3-1-3-16図）。また、外国人在院者については、家庭の経済状況において日本人入院者と比べて「貧困」の割合が高い（7-3-2-4-3図）。

## 【外国人受刑者】

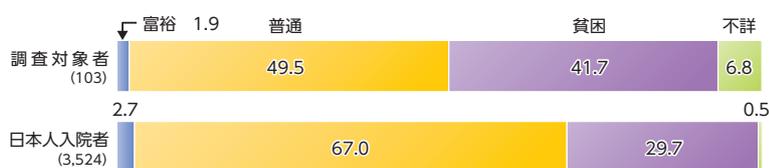
7-3-1-3-16図 本件犯行時の主たる収入源別構成比（総数・在留資格等別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「その他」は、不明の者を含む。  
3 ( )内は、実人員である。

## 【外国人在院者】

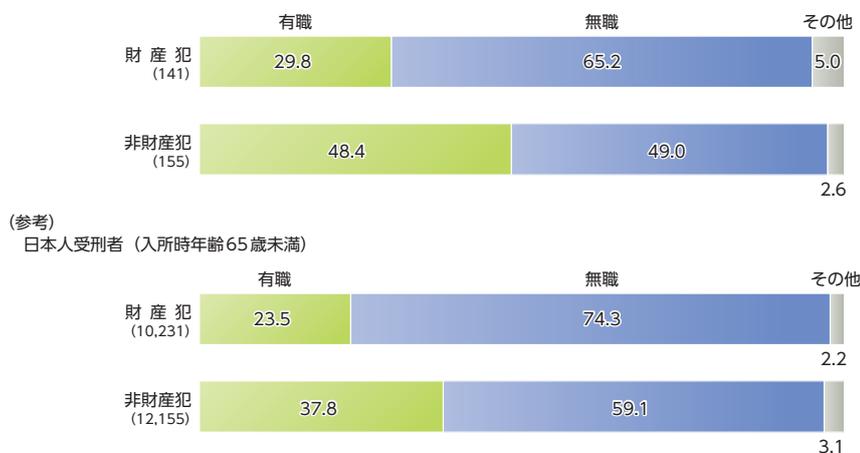
7-3-2-4-3図 家庭の経済状況（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 ( )内は、実人員である。

外国人受刑者のうち、居住資格の者（入所時年齢が65歳未満の者に限る。）について、本件犯行時の就労状況別構成比を財産犯・非財産犯の別に見ると、財産犯は、無職者の比率が非財産犯の者よりもかなり高く（7-3-1-2-14図）、日本人受刑者と同様に、居住資格の外国人にとって、無職であることが財産犯のリスク要因であることがうかがわれる。また、居住資格の有職者のうち、主たる罪名が窃盗又は強盗であった39人について、本件犯行時の主な収入源を見ると、正業収入が最も多かったものの、22人（56.4%）にとどまり、残りは、犯罪・違法行為による収益、被扶養・援助による収入（それぞれ7人（17.9%）、4人（10.3%））等であり、有職者であっても安定した就業状況にあったとは言えない者が相当数いる実態がうかがわれる。

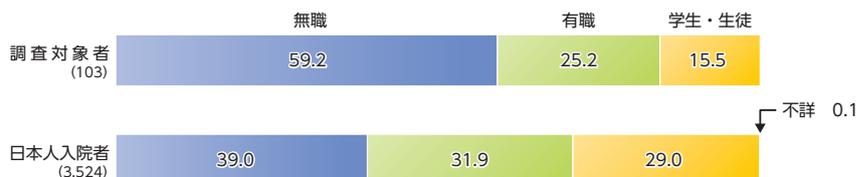
7-3-1-2-14図 居住資格の者の就労状況別構成比（財産犯・非財産犯別）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 「財産犯」は、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領（遺失物等横領を含む）・背任をいい、「非財産犯」は、それ以外のものをいう。  
3 日本人受刑者の罪名は、矯正統計の計上基準による。  
4 就労状況が不詳の者を除く。  
5 「その他」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある者である。  
6 ( )内は、実人員である。

外国人在院者についても、本件非行時における就労・就学状況を、日本人入院者と比べると、無職の割合が著しく高い（7-3-2-4-8図）。さらに、出院した外国人在院者（90人）中、73人（81.1%）が在院中に何らかの資格・免許を取得したが、出院時に、日本で就職を希望し、又は決定した64人のうち日本で就職が決定した者は18.8%にすぎず、同時期の少年院出院者総数（ただし、出院した外国人在院者を除く。）の34.0%と比べると非常に低く、在院中に何らかの資格・免許を取得するものの、それでもなお日本における就職は厳しい状況であることがうかがえる。

7-3-2-4-8図 就労・就学状況（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 ( )内は、実人員である。

### ウ 教育程度・日本語能力

居住資格の外国人受刑者及び外国人在院者の教育程度は低く、我が国でいう義務教育レベルの教育を修了しないまま最終学歴に至っている中学校未修了の者がいずれも1割以上いる（7-3-1-2-22図、7-3-2-4-6図）。居住資格の外国人受刑者について、特に再入者は、初入者と比べて、中学校未修了や中学校卒業の者の比率が高く、高校卒業の者の比率が低い。

#### 【外国人受刑者】

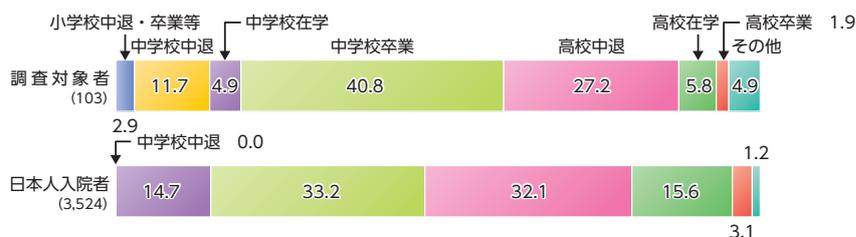
7-3-1-2-22図 居住資格の者の教育程度別構成比（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 教育程度が不詳の者を除く。  
3 「中学校未修了」は、不就学、小学校中退、小学校卒業及び中学校中退をいう。  
4 ( )内は、実人員である。

#### 【外国人在院者】

7-3-2-4-6図 教育程度（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 ( )内は、実人員である。

外国人受刑者のうち、居住資格の窃盗・強盗事犯者の日本語能力を見ると、日常会話ができない者又は日常会話に難がある者が半数以上に及び、読み書きについては、できない者又はほとんどできない者が約2割、難がある者も加えると約3分の2にも上る（7-3-1-3-18図）。居住資格の者は、出所後も我が国に残る場合も少なくなく、その円滑な社会復帰に向けては、社会生活や就労等の各場面において必要となると思われる日本語能力を高める必要が示唆される。

7-3-1-3-18図 窃盗・強盗事犯者（居住資格）の日本語能力別構成比

① 会話



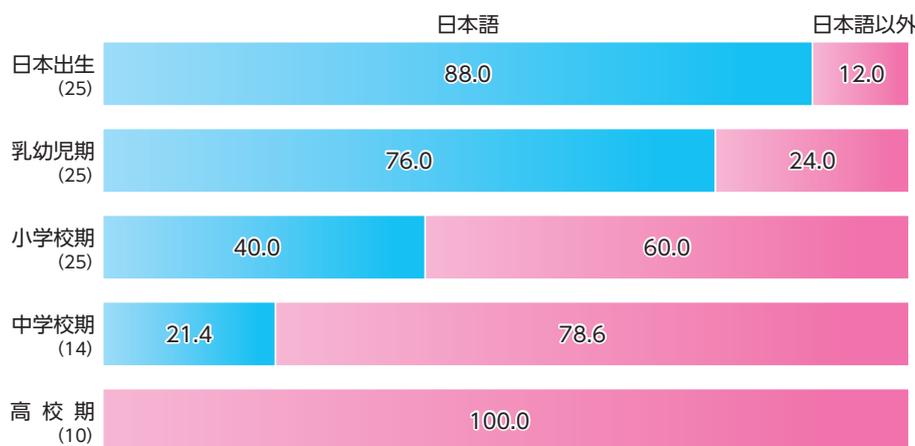
② 読み書き



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②については、「読み書き」能力が不明の者を除く。  
 3 ( )内は、実人員である。

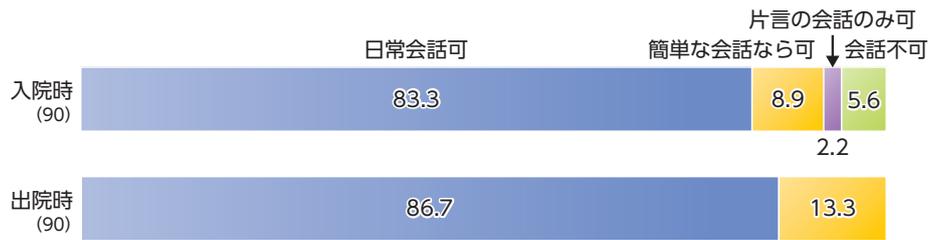
一方、外国人在院者は、日常会話可の者が約8割いるものの、日常の使用言語が日本語ではない者が全体の半数近くおり、日本出生者や幼少の頃に来日した者にも一定数いる（7-3-2-4-5図）。外国人在院者のほとんどが出院時に日本語能力を向上させ、又は日常会話ができる水準にあることがうかがえたが（7-3-2-5-3図）、来日時期の遅い者の場合、少年院の処遇を経た出院時にも、日本語能力に課題を残しやすいことがうかがえた。なお、外国人在院者の保護者で外国人の者については、日常会話が可能なのは3割以下である（7-3-2-4-2図）。外国人在院者の来日時期等に照らすと、保護者の日本滞在も長期に及んでいる場合が少ないと思われるが、その相当数について、日本語能力は低いままであることがうかがえる。

7-3-2-4-5図 来日時年齢類型と日常の使用言語（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は、実人員である。

7-3-2-5-3図 入院時・出院時の日本語能力（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 出院時は、「片言の会話のみ可」及び「会話不可」の者は0人であった。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

7-3-2-4-2図 外国人保護者の日本語能力（構成比）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

## エ 共犯関係・不良集団関係等

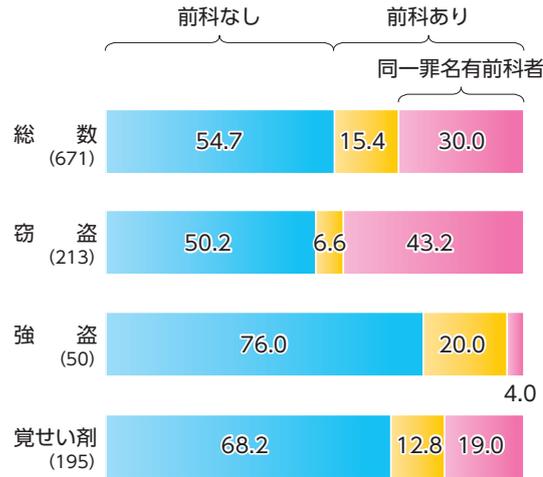
外国人受刑者については、共犯がいる者の比率（共犯率）は5割を超えている。また、外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者のうち、全体の約4割に当たる102人については、不良集団、犯罪集団又は犯罪組織に属し、又は関与する者であった。外国人在院者については、共犯率が約7割と、日本人（6割弱）より高い。そして、共犯者がいる対象者（71人）について、共犯者との関係を見ると、「不良集団」、「遊び仲間」の場合がそれぞれ42.3%、45.1%（日本人は、それぞれ19.1%、65.5%）となっており、相当の割合の者について、不良集団関係が本件非行の背景となっていることがうかがわれる。

## オ 再犯状況

外国人受刑者の約半数に前科がある（7-3-1-2-16図）。そのうち居住資格の者の約3分の2に懲役・禁錮以上の前科があり、また、再入者の約3分の2が退去強制歴のない居住資格の者である（7-3-1-2-19図）。

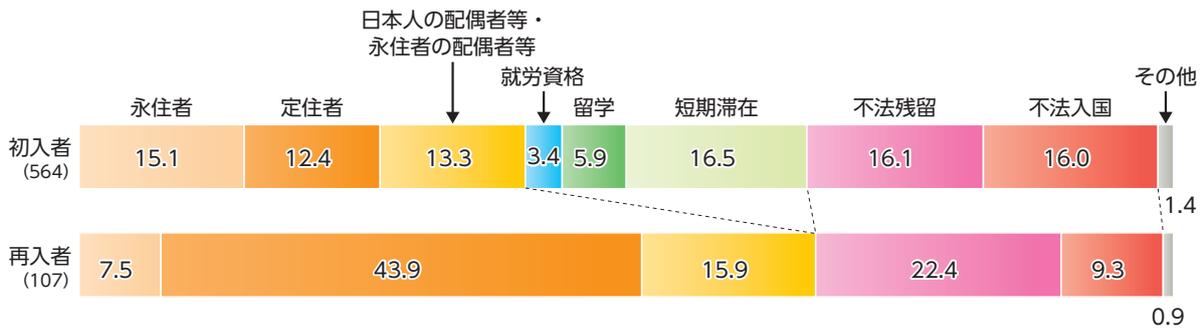
さらに、外国人受刑者で窃盗の者は、同一罪名による前科を有する者の比率が他の罪名より高く（7-3-1-2-16図）、居住資格に限ると、窃盗の者の約7割、覚せい剤使用・所持・譲渡等事犯の者の約6割は同一罪名の前科があり、窃盗や覚せい剤事犯は、日本人同様、再犯リスクが高いことがうかがわれた。

7-3-1-2-16図 前科の有無別構成比（主な罪名別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「同一罪名有前科者」とは、主たる罪名と同一の罪名の前科を有する者をいう。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

7-3-1-2-19図 主たる犯行時の在留資格等別構成比（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「その他」は、特定活動の者、在日米軍関係者及び不詳の者である。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

外国人在院者についても、約7割に家庭裁判所処分歴等（審判不開始及び不処分を含む）があり、2割弱に少年院送致歴がある。

#### 4 グローバル化に対応した刑事政策等の取組

我が国は、グローバル化に対応し、①出入国管理の強化や新しい在留管理制度の導入等を内容とする出入国管理等における対応、②国際組織犯罪対策、テロ対策、薬物犯罪対策、マネー・ローンダリング対策、児童に対する犯罪対策、汚職・腐敗対策、サイバー犯罪対策、証券・金融犯罪対策等の国際的・越境的な犯罪に対する国際的な取組への参画や条約締結、法整備等の取組、③逃亡犯罪人引渡し、捜査共助等の捜査、訴追における国際協力及び国際受刑者移送、④刑事司法分野における開発途上国の支援、⑤刑事手続や犯罪者処遇における外国人被疑者・受刑者等に対する人権保障と各種の配慮、⑥政府や地方公共団体による多文化共生に向

けた取組等を実施してきた。

捜査、訴追における国際協力においては、ICPOによる刑事警察間における情報交換等、JAFIC・FIU間の疑わしい取引に関する情報交換等が活発化している（7-4-2-7表、7-4-2-1図）ほか、捜査共助においては、二国間又は多国間の刑事共助条約・協定が近年相次いで締結され、条約・協定の締約国との間の捜査共助件数は増加している（7-4-2-6表）。

7-4-2-7表 ICPO 経由の国際協力件数

(平成15年～24年)

① ICPOルートによる捜査協力件数

区 分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
捜査協力を要請した件数	817	534	485	483	458	441	476	429	412	504
捜査協力の要請を受けた件数	985	1,085	856	1,193	995	1,013	1,079	2,213	2,343	2,752

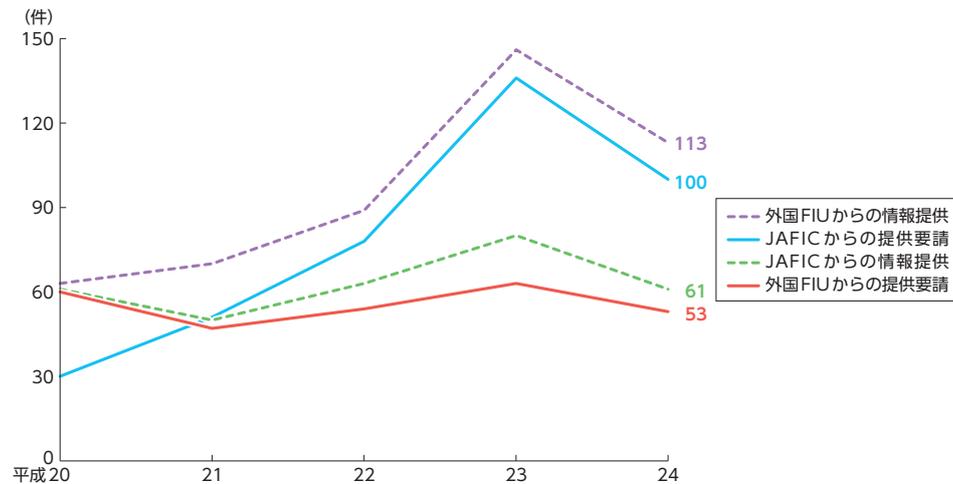
② ICPOを通じた情報の発信・受信状況

区 分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総 数	17,513	20,949	23,339	24,022	25,912	27,732	39,918	42,285	54,359	63,810
警察庁からの発信数	2,831	2,708	2,266	2,741	2,732	2,394	2,634	3,383	3,928	4,801
警察庁の受理数	12,903	15,539	18,107	18,011	19,151	21,172	29,994	28,767	39,684	46,354
国際手配書の受理数	1,779	2,702	2,966	3,270	4,029	4,166	7,290	10,135	10,747	12,655

注 警察庁刑事局の資料による。

7-4-2-1図 JAFIC・外国FIU間 犯罪による収益に関する情報の提供要請件数・提供件数の推移

(平成20年～24年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。  
2 犯罪による収益に関する情報は、疑わしい取引に関する情報のほか、公開情報等の関連情報を含む。

7-4-2-6表 捜査共助件数

(平成15年～24年)

区 分	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
捜査共助を要請した件数	11	5	8	16	12	10	9	9	10	17
	...	...	...	(4)	(6)	(3)	(5)	(6)	(8)	(12)
	10	14	14	30	28	40	36	60	46	62
捜査共助の要請を受託した件数	...	...	...	(5)	(14)	(24)	(30)	(39)	(34)	(37)
	21	24	71	35	34	28	26	40	55	98
	...	...	...	(2)	(12)	(11)	(9)	(7)	(37)	(76)

注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。  
2 「捜査共助を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるものである。  
3 ( ) 内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

## 5 おわりに

これまで述べたグローバル化における犯罪やその対策の実情等に基づき、グローバル化が進展する中における刑事政策の現状と課題を総括し、その在り方について将来に向けた展望を試みる。

### (1) 外国人犯罪者の実態と対策

#### ア 最近の外国人犯罪者の特色

外国人の新規入国者数、在留外国人数共に、最近20年間程度で大幅に増加し、中でも永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の居住資格を有する居住・定住型の在留者が人員、比率共に大幅に増加・上昇し、また、不法残留者の数は大きく減少した。来日外国人による犯罪は、新規入国者や在留者の増加に呼応することなく、10年前頃をピークに減少を続けているほか、罪名の特徴を見ても我が国における犯罪全体の特徴と主要な部分は共通しており、我が国では、グローバル化の進展にもかかわらず、来日し、在留する外国人による犯罪情勢の悪化は招いていないと認められる。他方、我が国の犯罪情勢における外国人犯罪者の比重が大きく下がったとまではいえず、その刑事政策における対策の必要性が低減したというべき状況にはない。

外国人犯罪者については、正規の在留資格を有する居住・定住型の者の比重が増していることが特徴である。もっとも、これらの者による犯罪情勢は、罪名・非行名、薬物犯の態様、窃盗犯等の手口、態様、被害等を見ると、さほど深刻なものでないと考えられる。ただし、様々な状況の変化によって変動し得るものであり、継続的な実態把握を行い、有効な対策を実施する必要性がある。

#### イ 外国人犯罪者等の特性に応じた犯罪防止及び社会復帰支援の課題と展望

##### (ア) 着実な不法滞在者対策の推進及び刑事司法機関・入国管理局間の連携

不法滞在の者等による犯行は、居住資格の者によるものに次いで量的に相当部分を占め、また、薬物密輸入事犯、営利目的の薬物所持・譲渡等事犯や態様・被害等の面で犯情の比較的重い窃盗事犯等が目立つなど、質的により深刻であることが明らかになった。引き続き、その温床や予備軍となる不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を推し進めていくことが重要である。不法滞在の防止は、入国管理局が中核的な役割を担うものであるが、刑事司法機関においても、入国管理局との更なる連携を図ることが有効であると考えられる。正規の在留資格を有しながら犯罪に至り、又は、不法残留に陥って犯罪に至る一群については、届出に係る場所に居住していない、在留の目的となる活動をしていないといった要素が犯罪リスクの一つの表れとなっていると考えられ、こうした実態を前提に、入国管理局等において様々な対策を採ることも有効であろう。

##### (イ) 居住・定住型の外国人犯罪者等に対する再犯防止・社会復帰支援策の充実

居住・定住型の外国人犯罪者等について社会復帰を図る必要性は日本人と何ら変わりがない

く、我が国への社会復帰を前提とした処遇や支援が求められ、その犯罪・再犯リスク要因等に  
応じた適切な対処が非常に重要である。その際、刑務所出所者等の処遇・支援の取組や、定住  
外国人支援の取組を活用し、又は活用に向けて関係機関・団体と連携するべきであり、単に、  
外国人あるいは刑務所出所者等だからという理由で、必要な支援から実質的に取り残されない  
ように留意するべきである。

#### ○ 就労に向けた指導・支援

外国人犯罪者等の経済状況や、とりわけ少年、若年者層の就労に課題が見られたため、特に  
少年、若年者層に対する就労支援を充実させる必要性が認められる。就職に役立つ職業訓練や  
職業補導、就職の前提条件ともなり得る日本語能力、基礎学力、社会適応能力等の基本的なス  
キルを身に付けるための指導等、定住外国人に対する就労支援活動等との連携も有効であろ  
う。

#### ○ 基礎学力及び日本語能力の向上の取組

居住・定住型の外国人犯罪者等の日本語能力に難が見られたほか、教育程度の低さが犯罪リ  
スク要因になっていることがうかがわれた。少年院には基礎学力向上のための取組と合わせて  
日本語教育等の更なる充実が期待され、刑事施設では、居住・定住型の受刑者に対し、既に成  
果を上げている少年院での日本語教育等を参考に教育的な指導の充実を図るべきであろう。社  
会内処遇では、定住外国人を対象とする学習支援活動等との連携を模索するべきである。

#### ○ 不良交友等からの離脱の指導・支援

とりわけ外国人少年については不良交友等が犯罪リスク要因となっていると考えられ、特に  
社会内処遇及びこれに移行する段階で、そこからの離脱に向けた指導・支援をすることが重要  
である。

#### ○ 窃盗、覚せい剤事犯者等の問題性に応じた指導

居住資格の窃盗や覚せい剤事犯者は、日本人同様、同種再犯リスクが高いことがうかがわれ  
たため、その問題性に即した、窃盗防止指導や覚せい剤再犯防止指導等を実施する必要性が高  
い。また、その前提条件として、基礎学力や日本語能力を高めることが必要となる。

#### ○ 地域社会における相互理解や共生に向けた努力

再犯防止と社会復帰のためには、本人の改善更生意欲と努力に加え、地域社会の理解と受入  
れが重要な鍵となる。そのための相互理解の構築に当たり、本人の地域社会への参加意欲と共  
に、地域で取組が進む定住外国人との共生や多文化共生の取組等の推進が適切な役割を果たす  
ことが期待される。

#### (ウ) 在留見込みに応じた矯正処遇と国際受刑者移送の活用

矯正施設では、生活環境調整を行う保護観察所のみならず、入国管理局ともよく連携して、  
国内に残る者と国外退去となる者の違いに配慮し、我が国での在留継続が見込まれる場合に  
は、日本社会に復帰することを前提とした矯正処遇等を行う必要がある。退去強制が確実な受  
刑者については、国際受刑者移送の実施は大いに意義があり、国際受刑者移送の条約未締結国

については条約締結の必要性を検討し、締約国に関しては、引き続き、国際受刑者移送の着実な実施をすべく、柔軟かつ確実な運用と締約国との協力の推進が望まれる。

## (2) グローバル化における犯罪への対応

### ア 国際的・越境的側面のある犯罪及び対策の概況

外国人による犯罪、そして、犯行場所、犯行手段、関係者や証拠の所在地、犯罪収益の移動等の場面で国際的・越境的側面を有する犯罪は多種多様にわたり、統計資料で把握できるものは氷山の一角にすぎないが、犯罪のグローバル化とそれへの対応が進行しつつあることや、国際的・越境的な側面を少なくとも潜在的に有する犯罪が増えつつある実情の一角は垣間見ることができ、今後これらの比重が増してゆくことが十分に想定される。国際組織犯罪防止条約等の一部条約が未締結であることなど若干の課題は残っているものの、我が国のグローバル化における犯罪対策は、いわば世界標準のものといってよく、また、我が国の犯罪情勢を見る限り、グローバル化の負の面の対策で遅れをとっている兆候はうかがえない。

### イ 国際的・越境的側面のある犯罪対策における課題と展望

#### (ア) 捜査機関等の能力の向上・体制の充実

薬物密輸入事犯等では、共謀や犯意等に関する証拠収集は容易ではないし、サイバー犯罪等の捜査・訴追等に専門的知識や技術が求められる犯罪についても、越境により事案が複雑になるなど、必要とされる専門性が更に高まるものと考えられる。また、犯罪収益の剥奪等にも改善・強化の余地がうかがわれた。国際的・越境的要素がある事件では、通信傍受やコントロールド・デリバリー等の客観的証拠を効果的に収集する捜査手法、犯罪収益の特定・追跡・押収・剥奪に向けた手法、サイバー・ハイテク関連分野、財政・経済・金融分野等の専門知識等を適切に駆使することが一層必要であり、捜査機関等は人材育成や専門的知識・技術を有する関係機関等との連携の緊密化を含む体制の充実・強化を図るべきである。

#### (イ) 捜査・訴追等における国際協力の推進

様々な形の国際協力は、国際的・越境的な犯罪の捜査、訴追等に非常に重要な役割を持ち、今後も、その円滑な実施に貢献すると考えられる刑事共助等の条約・協定の締結等の制度的枠組みの必要な整備に努めるべきである。また、捜査機関等が、国際協力というツールをより一層積極的に活用することが求められ、そのために、捜査共助等の国際協力への理解と経験を深めることが重要である。必要な情報を蓄積し、研修やマニュアル等を通じて共有することによって組織的経験値を向上させるとともに、知識・経験を有する人材を育成し、いわばグローバル化に対応できる人材の裾野を広げることが一つの有効な方策となろう。他国の関係部局との緊密な関係構築も重要な基盤になると考えられる。また、警察組織間及びFIU等の専門機関間の国際的な情報交換は、捜査・訴追等において、また、捜査共助等の先導・補完と円滑化のために重要な役割を果たし得るため、更なる運用促進が期待される。

#### (ウ) 国際的・越境的要素に着目した実態把握

現在、グローバル化に伴う犯罪の全体像に迫る実態把握まではできておらず、これら犯罪を刑事司法のコントロール下にとどめ続けるためには、より正確な把握が必要となると考えられ、国際的・越境的要素に着目した統計や犯罪情勢等の情報収集が有益であると考えられる。

#### (エ) 国際的な枠組みへの積極参加及び国内外への適切な情報発信

我が国も国際社会の一員として、犯罪の国際化・越境化に対応した国際的な犯罪対策や二国間・多国間条約等の枠組みに積極的に参画することが重要であるが、我が国はそれら対策等に積極的に参画し、推進してきただけでなく、刑事司法の体制が比較的弱い開発途上国に対する研修支援や法制度整備支援等を通じて国際社会全体の底上げに一定程度貢献しているといえる。こうした対応について、我が国がグローバル化における犯罪情勢に適切に対処できている実態と合わせて積極的に国内外に情報発信することは、グローバル化を悪用する犯罪者につける隙がないことを示すことになるとともに、我が国に対する国際社会の理解と共感を深め、グローバル化によって期待される経済成長等の利益を国民が安心して享受することにもつながるであろう。